

「株式等の振替に関する業務規程施行規則」の一部改正について

平成23年6月13日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

現在、ファイル伝送により機構が機構加入者に通知しているデータの一部について、今般、利便性の向上を図るため、その通知状況を統合Web端末においても照会することができるよう機能を追加することに伴い、株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部を改正することとする。

2. 改正概要

機構が機構加入者に対してファイル伝送により通知した「一部抹消通知情報データ(機構加入者用)」の照会機能を、統合Web端末に追加する(規則別表3-1(2))。

3. 施行日

平成23年6月20日から施行する。

以上